

### 家庭ごみ指定収集袋の減 免申請 臨時窓口を10月 に開設

市は、生活保護や児童扶養手当の受給世帯など、一定の要件に該当する世帯を対象に、ごみ処理手数料の減免措置として、家庭ごみ指定収集袋を交付していただきます。平成30年度分（平成30年11月～平成31年10月）の減免申請臨時窓口を10月に開設します。対象となる世帯には原則として申請と同時に袋も交付します。また、前年度に袋の交付を受け、引き続き要件に該当する世帯には、10月初めに申請書類を送付する予定です。くわしい日程は「広報たちかわ」9月10日号でお知らせします。

### 平成31年度小・中学校 指定校の変更を希望する 方は手続きを

市教育委員会は、お住まいの地域ごとに指定する学校（指定校）を変更する制度（指定校変更制度）を実施しています。平成31年度に市立小・中学校に入学する児童・生徒の保護者で、指定校の変更を希望する方は、次の手続きをしてください。

#### ●小学校に入学予定の方

8月上旬に指定校変更の希望調査票をご自宅に郵送しました。指定校変更を希望する方は、8月24日（金）（消印有効）までに、直接または郵送で学務課学務保健係（市役所2階61番窓口）に提出してください。

#### ●中学校に入学予定の方

在籍の市立小学校を通じて（市立小

学校以外の方には郵送で）9月上旬にくわしいお知らせを配布します。

#### ●指定校変更の要件

指定校を変更できるのは次のいずれかの場合です①指定校より自宅からの通学距離が短い隣接校に変更する②すでに兄弟が在学し、平成31年度も在学する学校に変更する③指定校変更により在学している小学校から、その小学校を通学区域とする中学校に入学する

#### ●指定校を変更できない場合があります

あります 一、小、二小、五小、西砂小、若葉台小、五中は、教室に不足が生じることが見込まれるため、①の要件による指定校変更はできません。また、入学を希望した学校の教室数を超える児童・生徒数になる見込みの場合には、①の要件による指定校変更ができないことがあります。

#### ●市立学校に入学を希望する外国人の方へ

市立小・中学校に入学を希望する場合は手続きが必要ですが、ご相談ください。なお、現在市立小学校6年生が市立中学校（指定校）に入学する場合は、手続きは不要です。

#### ●学務課学務保健係

内線2516

### 人権擁護委員が決まりました

法務大臣から次の方が人権擁護委員に委嘱されました。任期は平成33年6月30日まで。

- ▼高橋正光（二番町2丁目）▼丹下つた江（幸町5丁目）▼森井利和（羽衣町2丁目）▼高市久江

（曙町2丁目）▼鈴木柳子（若葉町1丁目）  
《敬称略》  
生活安全課 ☎（528）4311

### 生活支援サポーター養成 研修

高齢者の自宅の掃除、洗濯、調理、買い物などをする生活支援サポーターを養成します。

対研修終了後、生活支援サポーターとして活動できる18歳以上の方 ☎（9月19日（水）～21日（金）、午前9時30分～午後1時（全3回）市役所1階10会議室

☎（8月10日（金）から電話、または住所、氏名、連絡先を書いてファクス、Eメールで高齢福祉課介護予防推進係・内線1472 ☎（522）2481 e koure i@city.tachikawa.lg.jp

### 指定管理者を募集します

平成30年度末で指定管理期間が終了する次の施設の指定管理事業者を募集します。説明会、応募資格、手続きなど、くわしくは募集要項（8月10日（金）以降、市ホームページからダウンロード可）をご覧ください。

#### ●有料自転車等駐車場

立川駅、西国立駅、西立川駅周辺（計19か所）▼武蔵砂川駅、西武立川駅周辺（計3か所）

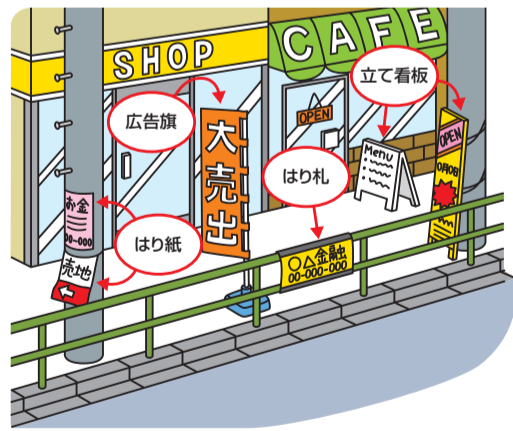
#### ●立川駅周辺の有料駐車場（計4か所）

- 羽衣児童館
- 富士見児童館
- 交通対策課・内線2285
- 児童館Ⅱ子ども育成課・内線1301

JR立川駅南北デッキ  
内線2593

## ！ 違反広告物は撤去対象です

道路上の電柱や街路樹、道路標識などに設置されている、はり紙、はり札、広告旗（のぼり旗）、立て看板などはまちの景観を損ない、歩行者等の通行の妨げとなります。市は、路上違反広告物撤去活動推進員などを通じて、違反広告物の撤去を行っています。違反広告物（左上図参照）は設置しないでください。



### 道路にはみ出した枝のせん定・除草にご協力を

民有地の樹木の枝や草が道路にはみ出すと、通行を妨げたり、街路灯、道路標識、カーブミラーなどを隠したりするので危険です。早めのせん定・除草にご協力をお願いします。

☎（道路課維持係・内線2401

## エレベーターを正しくご利用ください

市は、JR立川駅南北のデッキにエレベーターを設置しています。高齢者や体の不自由な方などの利用が優先です。自転車での利用はご遠慮ください。なお、エレベーターには利用上の注意事項を掲示しています。

#### ●物を挟んだときは、すぐに「開く」ボタンを押してください

衣類やひも状のものをドアに挟んだままエレベーターが動き出すと、けがや故障の原因となり危険です。



#### ●幼児には大人が付き添いましょう

幼児だけで利用すると、ドアの開閉の際にけがをしたり、操作ができずに閉じ込められたりする恐れがあります。



#### ●走って乗り込まないでください

走って乗り込むとドアにぶつかる、挟まるなどの恐れがあり危険です。



#### ●足元を確認して乗り降りしましょう

乗降口の間段差ができることがあります。つまずいて転倒しないよう気を付けましょう。



8月15日（水）正午から、全国戦没者追悼式にあわせ、平和を願って1分間の黙とうをお願いします ☎（総務課・内線2593